

**【会議録】** 実施日時：令和8年3月16日（月）14:00 から 15:45 まで

会議名	令和7年度越谷市労働報酬等審議会 第2回会議	実施場所	越谷市役所第二庁舎5階 会議室C
件名／議題	1 開会 2 議事 （1）報告事項 ① 令和6、7年度労働報酬下限額適用案件の履行状況等について ② 受注者・労働者アンケート結果について （2）協議事項 建設工事に係る労働報酬下限額について 3 付帯意見に係る調査状況 4 その他 5 閉会		
出席者等	<b>【出席委員】</b> 横家委員、杉山委員、高橋委員、中村委員、谷野委員、山下委員 <b>【事務局】</b> 久保田総務部長 契約課：並木課長、小林副課長、樋口主幹、小松主査		
会議資料	・会議次第・委員一覧 ・【資料1】【報告事項】① 令和6、7年度労働報酬下限額適用案件の履行状況等について ② 受注者・労働者アンケート結果について ・【資料2】【協議事項】建設工事に係る労働報酬下限額について ・【資料3】付帯意見に係る調査状況について		
内容	別紙 「会議録（要旨）」 のとおり		

## 【合意・決定事項等】

- ・ 建設工事の労働報酬下限額は、公共工事設計労務単価（埼玉県）の90%を基準とする。
- ・ 以下の通り、付帯意見を付す。
  - (1) 職種別及び経験年数別賃金に関する調査研究を行うこと
  - (2) 業務の委託に関する契約にかかる労働報酬下限額が適用となる対象契約の範囲について、予定価格が1,000万円以上の契約としている範囲の拡大について、調査研究を行うこと
  - (3) 公共工事に係る担い手3法の改正における指針を踏まえて次の2点に取り組むこと。
    - ① 工事の請負に関する契約の賃金支払実態の把握について、国の実効性確保策を参考に、市ができることをあらためて調査研究していくこと。
    - ② 下請け事業主及び従事労働者に対し公契約条例の周知を強化するとともに、受注者が行う周知の実施状況の把握に努めること。

## 【会議録（要旨）】

### 開会

契約課長の司会により越谷市労働報酬等審議会第2回会議の開式。

竹村委員の退任と新委員の中村委員の紹介

### 議事

- (1) 報告事項      ① 令和6、7年度労働報酬下限額適用案件の履行状況等について  
                     ② 受注者・労働者アンケート結果について

(事務局)

資料に沿って説明を行った。

### 【委員意見及び協議内容】

特に意見なし

- (2) 協議事項      ①建設工事に係る労働報酬下限額について

(事務局)

#### 1 「令和7年度建設工事労働報酬下限額の設定状況」

- ・令和7年度は、設計労務単価が示された職種については公共工事設計労務単価の90%を基準としている。
- ・設計労務単価が示されない職種は、過去の単価に伸び率をかけるなど、一定の基準をもって設定している。
- ・2月17日に国から公表された設計労務単価は、全国平均で、昨年度の6.0%引き上げに対し、4.5%の引き上げとなった。埼玉県においては、昨年度の4.9%から4.5%と引き上げ率は依然として高い水準にある。
- ・労働報酬下限額を設定している35自治体のうち、19自治体が設計労務単価の90%としている。

#### 2 「令和8年度建設工事に係る労働報酬下限額について」

- ・事務局の対応案としては、条例施行当時からこれまでと同様、引き続き設計労務単価の90%を基準としたい。
- ・「屋根ふき工」「建具工」「建築ブロック工」についても、昨年度と同様、令和7年度の県の単価に、今回の伸び率を乗じた額を設計労務単価とみなし、下限額を積算することとしたい。

【委員意見及び協議内容】

国の労務単価が示された48職種の労働報酬下限額積算方法について

- ・設計労務単価の90%の妥当性について提起したい
- ・担い手3法の改定により、労務費のいきわたり対策が拡充した。
  - ・標準労務費を設定することで、労務費を削ることができないようにしている。
- ・CCUSのレベル別の年収の目安を基準に適正に支払うべきであり、それは公共工事設計労務単価水準とされているので、労働報酬下限額設定の際に当該労務単価に0.9をかけること自体が望ましくない。
- ・総務省や公正取引委員会等でインフレへの対応を始めている。
- ・デフレ時代に設定した基準の「90%」は適切ではなくなっているのではないか？
- ・下限額に張りついている職種に限り、3円ほど上乘せするという姿勢を見せても良いのではないか？
- ・キャリアアップや経験年数に伴った賃金水準も必要ではないか？
- ・設計労務単価の100%を労働報酬下限額としている自治体はない
- ・会社のコストの上昇も考えていく必要がある。労働者の方の賃金も考慮しつつ、いろいろ検討が必要であると考えている。
- ・公共工事は、賃金上昇について追いついていないので、不調が相次いでいる。
- ・下限額を上げる必要はあると思うが、90%は維持したほうが良いと考えている
- ・労働者が減っているという現状がある中、賃金を上げるだけでよいのか。以下のケースがある。

例) 設備会社が従業員を募集した際に、給与は少ないが週休2日を確保した労働条件を設定した場合の方が、応募者が多かった。

よって、賃金を上げることが、労働者のメリットに直結しない可能性もある。
- ・企業負担が増え、労働者にもメリットが少ないのであれば、現状維持が望ましい。
- ・賃金を増やすだけで担い手が確保できるかという問題はある。しかし、建設職人には日給月払いで働く人が少なくない。その場合、週休を増やすと賃金減少につながる。よって、その分賃金を高くする必要がある。
- ・実際の賃金が設計労務単価と乖離しており、低いことが多い。

➡設計労務単価の90%として設定してよいか？

○各委員から異議なし。

国の労務単価が示されていない3職種の労働報酬下限額積算方法について

Q. 労務単価が示されていないとはどういうことか？

A. 職種のサンプルが少ないため、単価が示されていない。これまで通り、伸び率をかければ良いと思う。

➡令和8年度の基準については対応案のとおり、令和7年度の単価に今回の伸び率を乗じた額を設計労務単価とみなし、下限額を積算することでよいか。

○各委員から異議なし

(3) 調査報告 付帯意見に係る調査状況について

(事務局)

資料に沿って説明を行った。

【委員意見等】

Q. 国は労務費の基準の設定や約款改正を行う予定だが、市は改正するのか？

A. (契約課長) コミットメント条項については、4月から改正を検討中。入札の際に、労務費の明示については、周知期間を設けて検討していく予定。周知状況を見て段階的に進める。また、CCUSについては、総合評価の入札で段階的に加点しようと考えている。いただいた意見を生かしていきたい。

○各委員から意見なし。

【その他意見】

・付帯意見対応について

○ 単価について

会計年度任用職員の賃金水準を参考としてほしい。

業務委託の労働報酬下限額設定の決定の際に、会計年度任用職員の給与水準を参考としているが、前年度の賃金水準を参考としているため、最新の賃金水準を参考とすること。

事務局において、最新の会計年度任用職員給与水準を参考にできるよう、審議会当日使用する資料を工夫してもらえれば、付帯意見としなくて良い。

- 対象金額拡大について  
対象になるか否かで、同じ場所で同じ仕事をしていても賃金に差が生じることから、労働報酬下限額対象基準を拡大し、格差がなくなるよう検討してほしい。
- 職種別及び経験年数賃金について  
医療事務について、国家資格ではなく、業界内部の資格を取得したりしている。内部での資格や経験年数に応じた賃金設定が必要と考えている。
- 長期継続契約において、物価上昇に耐えられなくなってきている事業者もいると聞いている。国や他自治体でスライド条項の適用を行っているところもあり、中間年度において契約を見直すといったことも検討してほしい。
- 賃金支払い実態の把握について
  - ・ 公共工事の担い手3法改正の指針をもとに以下の通り、調査研究してほしい。
    - ① 下請け事業主への周知が足りないことから、労働者に加え下請け事業主への周知も強化してほしい。
    - ② 国がダンピング調査などを始めていることから、国を参考としながら、自治体で可能な賃金実態の調査方法をあらためて調査研究してほしい。

・ 答申書の前文について

- 長期継続契約の中間年度における物価や人件費の上昇等に応じた変更契約の在り方について調査研究していく旨を盛り込みたい。

・ 付帯意見について

- (1) 職種別及び経験年数別賃金について調査研究してほしい。
- (2) 公共工事に係る担い手3法の改正における指針を踏まえて以下のとおり対応してほしい。
  - ① 工事の請負に関する契約の賃金支払実態の把握について、国の施策を参考に、市ができることをあらためて調査研究してほしい。
  - ② 公契約条例の周知を強化するとともに、従事労働者のみならず、下請け事業主にも周知に努めてほしい。

➡上記を付帯意見としてよいか。

➡具体的な文言については、会長と調整のうえ決定することとしてよいか。

- 各委員から異議なし

閉会